

第24-1号
令和2年4月24日

保護者の皆様へ

高崎市長 富岡賢治
(担当：福祉部保育課)

保育所、認定こども園への登園自粛の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本市では、感染症の拡大防止の観点から、市内のすべての認可保育所及び認定こども園に在籍するお子さんについて、やむを得ない場合を除き、登園を自粛していただくようお願いいたしているところですが、県内の感染拡大状況等を考慮し、今般、登園の自粛期間を令和2年5月31日（日）まで延長させていただくこととなりましたので、引き続き、できる限りの登園の自粛をお願い申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、お子さんの健康を最優先とした本要請の趣旨をご理解いただき、なにとぞご協力くださいますようお願いいたします。

1 登園自粛を要請する期間（今回の延長後）
令和2年5月31日（日）まで

2 登園自粛の考え方

原則として、登園自粛を要請する期間中は、できる限り登園をお控えください。

ただし、保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は、希望保育の形態によりお預かりすることが可能ですので、お子さんが在籍する施設にご確認ください。

3 登園自粛を要請する期間中の保育料

登園自粛にご協力いただき欠席された日の分の保育料については、ご負担いただきません（日割りで計算し、多くお支払いいただいているときは、後日、還付や翌月以降の保育料への充当などを行います。）。

【担当】保育課保育担当

TEL：027-321-1246（直通）

FAX：027-324-1849